



(意見の聴取における陳述の制限等)

第十条 主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した者が意見の聴取に係る事案の範囲を超えて発言するとき、その他意見の聴取の期日における審理の適正な進行を図るためやむを得ないと認めるときは、その発言を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の期日における審理の秩序を維持するために必要があると認めるときは、秩序を乱した者に対し退場を命じ、その他意見の聴取の期日における審理の秩序を維持するため国家公安委員会が別に定める措置をとることができる。

(意見の聴取の続行)

第十一条 主宰者は、意見の聴取の期日における審理の結果、なお意見の聴取を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、意見の聴取の期日に出頭した当事者又はその代理人に対し次回の意見の聴取の期日及び場所を告知するとともに、これらの事項を公示するものとする。

3 前項の規定による公示は、令第三十九条第二項の掲示板に掲示して行うものとする。

(意見の聴取調査の作成)

第十二条 主宰者は、意見の聴取の期日における審理(前条第一項の規定によりさらに新たな期日を定めた場合にあつては、それぞれの期日における審理をいう。次条第一項において同じ。)の終了後、次に掲げる事項を記載した意見の聴取調査を作成し、これに記名押印しなければならない。

一 意見の聴取の件名

二 意見の聴取の期日及び場所

三 主宰者の職名及び氏名

四 意見の聴取の期日に出頭した当事者若しくはその代理人、補佐人又は参考人(法第四百四条第三項の参考人をいう。第七号において同じ。)若しくは関係人の氏名及び住所

五 当事者又はその代理人の意見の陳述の要旨

六 提出された証拠の標目

七 参考人又は関係人の陳述の要旨

八 その他参考となるべき事項

2 意見の聴取調査には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調査の一部とすることができる。

(意見の聴取の状況の報告)

第十三条 主宰者は、意見の聴取の期日における審理の終了後速やかに、前条の規定により作成した意見の聴取調査を行政庁に提出し、意見の聴取の状況を報告しなければならない。

第三章 弁明の機会の付与

(弁明の方式)

第十四条 弁明は、法の規定により弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してすることとされているとき及び行政庁が弁明書をあらかじめ定める提出期限までに提出してすることを求めたときを除き、口頭とするものとする。

2 行政庁は、当事者又はその代理人が口頭による弁明をするときは、その指名する警察職員に弁明を録取させなければならない。

3 前項の規定により弁明を録取する者(次条において「弁明録取者」という。)は、弁明の日時の冒頭において、予定される処分又は仮停止等若しくは仮禁止の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を当事者又はその代理人に対し説明しなければならない。

(弁明調査)

第十五条 弁明録取者は、当事者又はその代理人が口頭による弁明をしたときは、次に掲げる事項を記載した弁明調査を作成し、これに記名押印しなければならない。

一 弁明の件名

二 弁明の日時及び場所

三 弁明録取者の職名及び氏名

四 弁明の日時に出席した当事者若しくはその代理人又は補佐人の氏名及び住所

五 当事者又はその代理人の弁明の要旨

六 提出された証拠の標目

七 その他参考となるべき事項

2 第十二条第二項の規定は、前項の弁明調査について準用する。

3 弁明録取者は、口頭による弁明の終結後速やかに、第一項の弁明調査を行政庁に提出しなければならない。

(当事者の不出頭等の場合における措置)

第十六条 行政庁は、弁明の日時に当事者若しくはその代理人が出頭しない場合又は弁明書の提出期限までに弁明書が提出されない場合には、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

(準用規定)

第十七条 第五条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、「意見の聴取の期日」とあるのは「弁明の日時」と読み替えるものとする。

2 第六条(第一項ただし書を除く。)及び第八条第一項の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、「意見の聴取の期日」とあるのは「弁明の日時」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成五年法律第八十九号)の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附則(平成二年三月三〇日国家公安委員会規則第九号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの規則による改正規定の適用については、第二条の規定による警備員等の検定に関する規則第六条第三項第三号の改正規定及び第四条の規定による古物営業法施行規則第一条第三項第一号ハの改正規定を除き、なお従前の例による。

4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一四年四月二六日国家公安委員会規則第一五号)

この規則は、平成十四年六月一日から施行する。

附則(平成一六年一二月一〇日国家公安委員会規則第二二号)

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則(平成二二年五月二一日国家公安委員会規則第四号)抄

(施行期日)

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十一年六月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

附則(平成二六年三月二四日国家公安委員会規則第二二号)抄

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年六月一日)から施行する。

附則(令和四年一二月二三日国家公安委員会規則第二二号)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

附則(令和五年三月一七日国家公安委員会規則第五号)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

---

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。

---